



家賃の一部を補助します

※令和5年4月以降の転入者は対象外となります。(他の補助制度をご検討ください)

新婚世帯転入応援補助金のご案内

令和5年3月31日までに三田市へ転入された方で補助要件をすべて満たしている方が対象です。申請期限は転入日から3カ月以内です。

補助内容

市外に住む新婚世帯が、三田市に定住するため、民間賃貸住宅を借りた場合に、

実質家賃負担額の3割※1(月額上限12,000円)を最長24か月間補助します。

また、補助期間中に市内で住宅を取得した場合は、転居するまでの間最長12か月間延長して補助します。

※1 賃貸借料から共益費、駐車場使用料等及び給与に含まれる住宅手当を除いた額(100円未満の端数切捨て)

補助要件

- ①転入日時点で婚姻後3年以内であること。
- ②申請時点で夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること。
- ③市内の民間賃貸住宅※3に夫婦のいずれかが賃貸借契約を締結していること。
- ④新婚世帯全員が、三田市外から市内へ転入と同時に③の民間賃貸住宅に居住していること。
- ⑤新婚世帯全員が、市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと。
- ⑥公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。
- ⑧暴力団員がいないこと。

※3 市営・県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構(UR)の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅及び借上公共賃貸住宅、申請者の3親等以内の親族が所有する住宅・賃貸住宅を除く民間賃貸住宅のことです。

提出書類

- ①補助金交付申請書※2
- ②補助金口座振替申出書※2
- ③給与所得者全員の住宅手当支給証明書※2
- ④新婚世帯全員の住民票
(世帯主・続柄が記載しているもの)
- ⑤戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- ⑥新婚世帯全員の住民票の除票
- ⑦民間賃貸住宅賃貸借契約書の写し
- ⑧その他市長が必要と認める書類

※2 所定様式(市のホームページでダウンロード可)

申請方法

新婚世帯全員が転入した日から3か月以内申請(郵送による提出可)。

交付決定月からの家賃が補助対象。



支払時期

令和5年10月(上半期分4月~9月)と令和6年4月(下半期分10月~翌年3月)の年2回を予定しています。

◆お問い合わせ◆ 三田市 都市政策課 (三田市役所 本庁舎5階)
開庁日:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:30
TEL:079-559-5128